様式第3号（第7条関係）

　　年　　月　　日

分納についての注意

　あなたは、水道料金の滞納があり、今後の納付について未納の水道使用料の納付確約書を提出し、水道料金を納付することを誓約いたしました。

　つきましては、分納誓約事項が守られない場合は、下記により給水を停止いたしますので納付日時等に注意してください。

記

注意事項

1　納付日

　　あなたの毎月の納付日は、別紙、未納の水道使用料の納付確約書の写しのとおりです。

2　給水停止

　　分納誓約書に従い水道料金を納付されない場合は、　　月　　日に給水を停止いたします。

* 給水停止日が土曜、日曜又は祝日に該当するときは、休日明けに給水を停止いたします。
* 給水を停止した場合、午後5時以降に納付の意思表示をされても開栓は、次の日の8時30分以降とします。

※納付できない場合

納付指定日に都合で納付できない場合には、身延町上下水道課に連絡してください。ただし、延期は、継続することはいたしません。

（お問い合わせ先）

身延町上下水道課　水道業務担当

電話：0556-42-4811